

# 研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針の概要

## 定義

**動物実験等** 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること  
**実験動物** 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

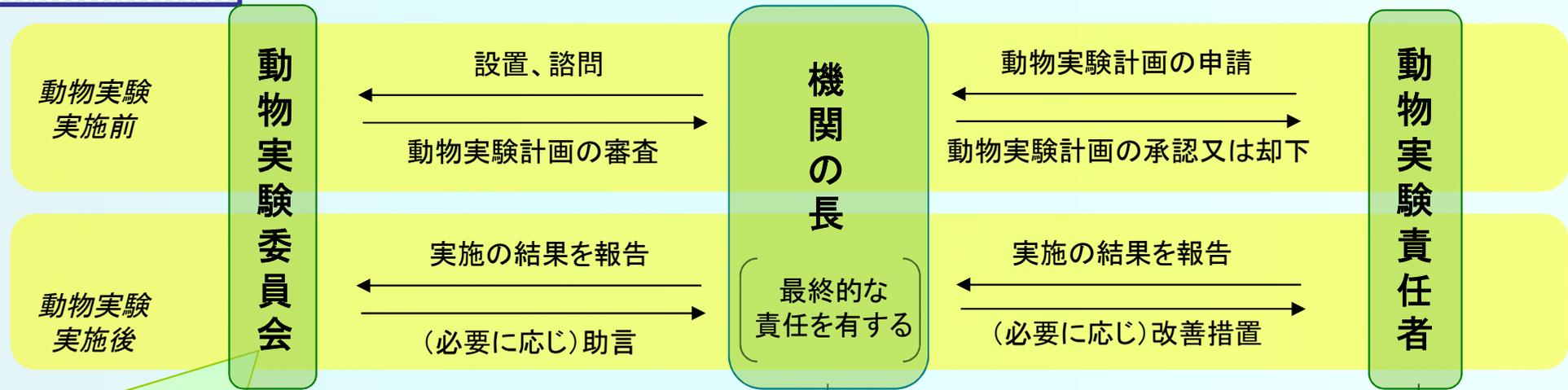
## 研究機関等の長の責務と配慮事項

基本指針では、機関の長の責任により、各機関において機関管理体制を構築することを求めている。

- 機関内規程※の策定(第2-2)
- 動物実験計画の承認(第2-3)
- 動物実験計画の実施の結果の把握(第2-4)
- 動物実験委員会の設置(第3)
- 安全管理に特に注意を払う必要がある実験についての配慮(第4-2)
- 法、飼養保管基準を踏まえた適切な実験動物の飼養及び保管(第5)
- 教育訓練等の実施(第6-1)
- 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証(第6-2)
- 情報公開(第6-3)

## 機関管理体制

※ 動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程



### 【構成】

- ・動物実験等に関して優れた識見を有する者
- ・実験動物に関して優れた識見を有する者
- ・その他学識経験を有する者

- ・教育訓練
- ・情報公開
- ・基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証
- ・法、飼養保管基準を踏まえた適切な実験動物の飼養及び保管
- ・安全管理に特に注意を払う必要がある実験についての配慮
- ・3Rの遵守

# ご留意いただきたい点

## 1. 公的研究費の公募等における取り組み

- 文部科学省の公的研究費の公募要領において、生命倫理・安全対策等の観点から基本指針を含む法令又は指針等により定められた必要な手続き等を遵守し、機関内倫理審査委員会における審査等を適切におこなった上で研究を実施する旨を記述。
- さらに、上記関係法令・指針等に違反した場合は、違反した旨を公表するとともに、委託費や補助金の配分をしないことや配分決定を取り消すことがある旨を記述。

## 2. 外部検証のお願い

- 指針第6-2において、自己点検・評価とともに、「当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること」としている。
- まずは、各機関が自ら外部検証組織を立ち上げ、検証を実施する方法がある。また、外部検証を促進するため、日本学術会議の提言を踏まえ、国立大学法人動物実験施設協議会等において「動物実験に関する外部検証プログラム」が構築されており、これを利用することもできる。